



～野菜・花き, 果樹, 茶等の生産者の方へ～ 高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少により, 市場価格が下落するなどの影響を受けた高収益作物(野菜・花き, 果樹, 茶等)について, 次期作に前向きに取り組む生産者を国が支援します。

☆対象者:(1)及び(2)を満たす農業者

(1) 令和2年2月～4月※1に高収益作物※2の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったことがあること。(茶については, 5月に出荷した方も対象となる見込みですので, 今回申請をお願いします。)

(2)収入保険, 農業共済等のセーフティーネットに加入している又は今後加入することを前向きに検討していること。

※1, ※2 今後, 国の制度変更に伴い, 期間・品目が変更になる場合があります。

要件(1):出荷伝票等で確認します。

要件(2):申請時に提出いただく, 「取組計画書」で加入の意向を確認します。

☆対象農地

自身若しくは同一世帯員が所有する又は法に基づき耕作を行う農地。

※ 借地であれば, 令和3年3月31日までに, 市を介して農地法や基盤強化法に基づき利用権の設定を行う必要があります。

※ 施設栽培の場合, 園芸施設共済への加入でも可。

☆支援内容

○その1

2～4月に出荷実績のある高収益作物の次期作に対し, 次ページの取組項目①から⑧までの中から2つ以上の取組を実施した面積に応じ, 下記のとおり交付します。

①基本単価:10a 当たり5万円

②施設栽培の花き, 大葉及びわさび:10a 当たり 80 万円

③〃のマンゴー, おうとう及びぶどう:10a 当たり 25 万円

※1つの圃場につき交付は1回のみ

※圃場が中山間地域に該当する場合, ①のみ単価は 10a 当たり 5.5 万円

※②, ③の場合, 加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設が対象

→いわゆる「雨よけハウス」は対象外です。

※②の場合, 2ページの取組項目のうち, 「イの③」は必須の取組

☆取組項目

ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①	機械化体系の導入
	②	集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③	品目・品種等の導入
	④	肥料・農薬等の導入
	⑤	かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 ★推奨	⑥	土壌改良・排水対策の実施
	⑦	被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組 ★推奨	⑧	労働安全確認事項の実施
		農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組		事業継続計画の策定

※ 具体的な取組技術に関しては、鈴鹿農協・県普及センターにご確認ください。

●取組項目等に関する注意事項●

- ✓ 交付単価 80 万円/10a 及び 25 万円/10a は、上記表の①～⑦から、2つの取組を実施する必要があります。
- ✓ 80 万円/10a は「イの③」の取組が必須です。
- ✓ 実績報告時に、資材の購入伝票や作業日誌、写真等を提出いただきます。
- ✓ ほ場ごとに取組が異なっても構いません。
- ✓ ⑧については、実施した場合、すべての圃場を対象に取り組んだこととみなされます。
- ✓ すべての取組は、令和2年4月30日から令和3年3月31日までに実施する必要があります。(申請をする前の取組でも可。)

Q.高収益作物同士の複合経営の場合、何が対象になるの？

A.令和2年2～4月に出荷実績がある品目(「野菜」などの大きなくくり)の次期作への取組を行う面積が交付の対象です。※「野菜」と「花き」はどちらか一方の出荷でよい。詳しくはよくある質問.9 を参照してください。

その1の支援に加えて、

○その2

①新たな契約締結に向けた取組、②新品種・新技術導入に向けた取組、③有機農業・GAP等の認証取得の取組に対して、**10a 当たり2万円**を交付します。

※①～③の取組を1つの圃場で重複して実施することも可能

※圃場が中山間地域に該当する場合、単価は10a 当たり 2.2 万円

→今年度中にGAP等の取得をすでに予定されている方は対象となる可能性があるの
で、ご相談ください。

○その3

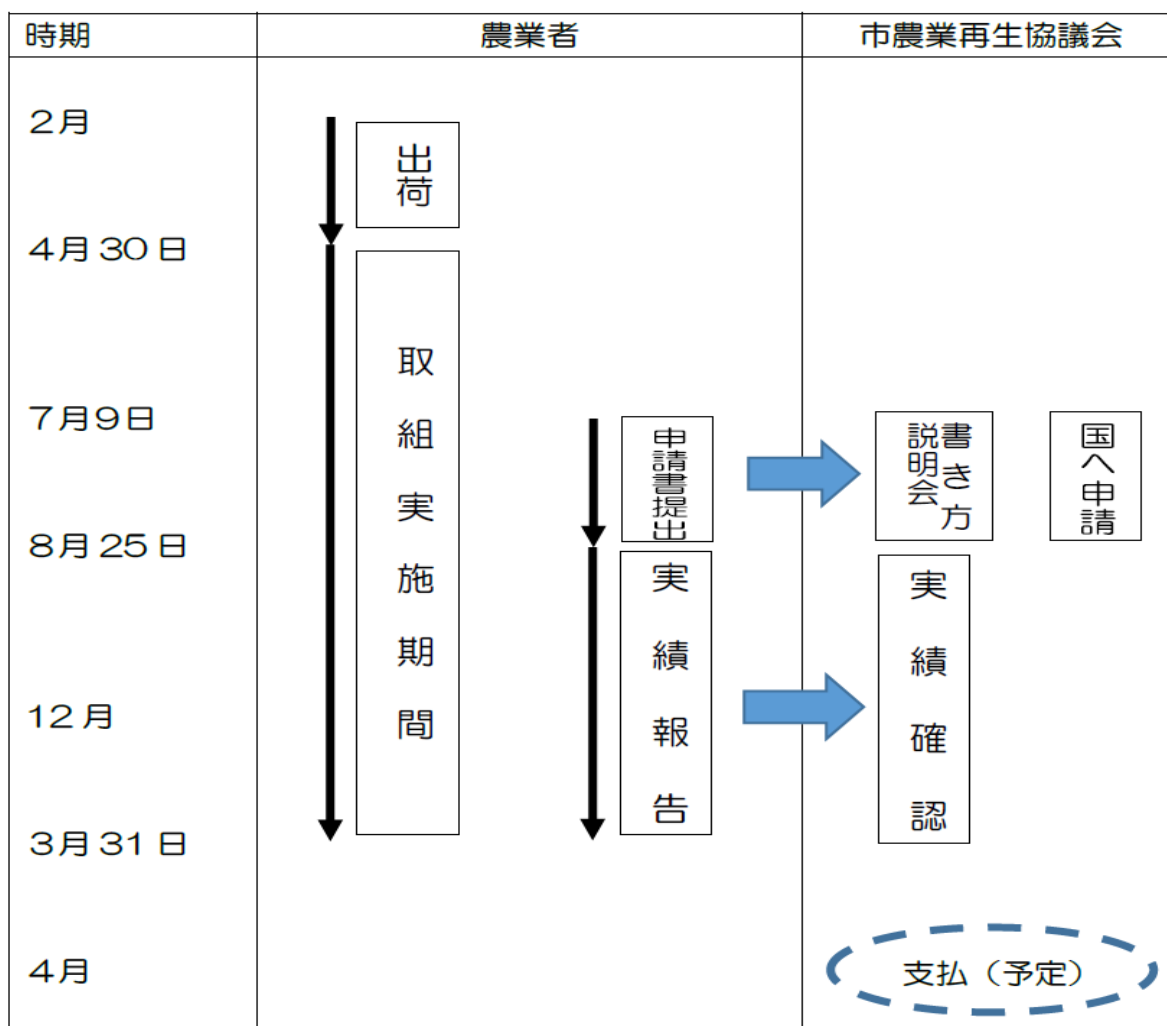
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた産地の取り決め等に基づき、高品質なものを厳選して出荷する取組に対し、取組を行った人数日数に応じ、

1日・1人当たり 2,200 円を交付します。

※対象品目:花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう

→7月1日時点で詳細な情報が提示されていないため、改めてお知らせします。

☆事業スケジュール(予定)



☆申請について

○提出期限:令和2年8月25日(火)

○提出先:鈴鹿市役所本庁舎7階農林水産課又は各地区市民センター
鈴鹿農協本店又は西部営農センター

○提出書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	①別紙様式6-1号 令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書
<input type="checkbox"/>	②別紙様式6-2号 取組計画書(全3ページ)
<input type="checkbox"/>	③参考様式(面積等整理表)(必要に応じた枚数)
<input type="checkbox"/>	④令和2年2月~4月での対象作物の出荷が確認できる書類 (品目につき1枚で可, 茶は5月分でも可)

☆申請書記入方法の相談会について

○日時 ①令和2年8月11日(火) 9時~12時 13時~17時

②令和2年8月17日(月) 9時~12時 13時~17時

○場所 ①鈴鹿市農村環境改善センター 会議室

②鈴鹿農協本店5階 大会議室

○持ち物 耕作している圃場の一覧表(地番, 面積の詳細が分かるもの)

令和2年2月~4月での対象作物の出荷実績が確認できる書類

(品目につき1枚で可, 茶については5月分でも可)

☆実績報告について

○実績報告は, 申請したすべての圃場で2つ以上の取組が実施した(必要な場合は, 利用権の設定が完了した)後にさせていただきます。

○この際, 資材等の購入伝票や, 取組を実施したことが分かる作業日誌, 写真等が圃場ごとに必要になりますので, 確実に保管をお願いします。

○実績報告書の様式等は, 後日, 市農業再生協議会から個別に配付します。

☆詳細やご不明点

○農林水産省 HP をご覧いただくか, 農林水産課までお問い合わせください。

☆問合せ先

○取組内容について

鈴鹿農協各支店の担当者又は本店営農部
三重県中央農業改良普及センターの各作物担当の普及員まで

○制度・書き方等について

鈴鹿市農業再生協議会事務局
鈴鹿市農林水産課 農林振興グループ
TEL 059-382-9017